

平成28年11月24日

事業主 各位

岩手県建設業厚生年金基金  
代表清算人 木下 紘

### 岩手県建設業厚生年金基金の解散認可について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当基金は平成28年7月19日開催の代議員会において、「岩手県建設業厚生年金基金の解散」と「納付額特例の認定申請を行う」ことを議決し、平成28年7月27日に厚生労働大臣へ基金解散の認可申請及び納付額特例の認定申請書を提出しておりましたが、この度、平成28年11月22日付で基金解散の認可及び納付額特例の認定を受けましたことをご報告いたします。

納付額特例が認定されたことにより、国へ返還する金額は、厚生年金の代行部分である最低責任準備金ではなく、純資産額又は減額責任準備金相当額のいずれか多い額が適用されることとなります。解散認可申請時の平成28年6月末時点の試算では、減額責任準備金相当額（212億円）に対して、基金の純資産額（236億円）が上回っていることから、現時点では純資産額の全額を国へ返還することとなり、事業主様の負担は発生しないものと推定しております。

減額責任準備金相当額の確定は、解散認可後の清算業務である基金の加入員記録と国の被保険者記録の突合せ、年金未請求者への請求勧奨と給付、法務局への供託などを経て、平成30年5月頃と見込んでおります。

また、減額責任準備金相当額の確定後も行政による実地監査や財産目録及び決算報告書の承認など事務手続きがあることから清算業務の終了は、平成30年11月を予定しております。早期の終了を目指し、業務を推進して参りますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

昭和62年10月1日の設立以来、長年にわたり事業主の皆様には、当基金の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

敬具